

(様式第2号)

平成27年度第8回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年11月16日(月) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子  事 務 局 田中課長, 山西主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <一部公開とした場合の理由> 議題アからキの異議申立ての案件については、個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- ク その他
  - (ア) 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について（諮問）
  - (イ) 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について（報告）

## 2 提出資料

なし

## 3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
  - ア 事務局より説明を行った。
  - イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議し、答申(案)について検討した。
  - ウ 継続審議とした。

- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (7) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について  
ア 次回審議とした。
- (8) その他  
ア 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について（諮問）

芝池会長 | それでは、議題8その他の行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について審議いたしますので、事務

局は説明をお願いします。

田 中 課 長

はい。行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応についてです。

平成26年6月13日に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月より施行される予定です。これに伴い不服申立てに対する審査制度が大幅に変更されるため、芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例に基づく不服申立て制度における対応について諮問いたします。

それでは、行政不服審査法の改正について御説明します。

1 行政不服審査法の改正趣旨は、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的見直しを行ったものです。

2 行政不服審査法の主な改正内容についてですが、(1) 審理員による審理手続の導入。処分に関与しない職員(審理員)が審査請求人と処分庁の主張を公平に審理します。(2) 第三者機関への諮問制度の導入。審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の審査請求の判断の妥当性をチェックするため、審査庁が地方公共団体の長である場合は、設置を義務付けられた附属機関に諮問を行います。(3) 審査請求への一元化。「異議申立て」手続を廃止し、審査請求に一元化します。(4) 審査請求期間の延長。不服申立てができる期間を60日間から3か月に延長します。

3 審理員制度の適用除外についてですが、行政不服審査法第9条のただし書きの規定により、地方公共団体の執行機関のうち、地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会、例として、教育委員会、選挙管理委員会等と委員(監査委員)が審査庁となる場合や条例に特別の定めがある場合には、審理員制度は適用されません。これは、既に改正の趣旨である審理の公正性、透明性が担保されている場合には、審理員を指名する必要はないと考えられるためです。

逐条解説においても、「条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることとしている。例えば、いわゆる情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などに審理員を指名しないと条例で定めることが想定される。」と記載されています。

続きまして、4 検討事項についてですが、現行では、芦屋市情報公開条例や芦屋市

個人情報保護条例に基づく公開決定や開示決定等に対する不服申立て（以下「情報関係案件」という。）があった場合は、条例で設置されている芦屋市情報公開・個人情報保護審査会において、調査審議手続が行われ、その答申を尊重して実施機関は裁決又は決定するという手続がとられています。

そこで、今後情報関係案件に対し不服申立てがあった場合は、上記3のとおり、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定による特別の定めを置くことにより、審理員制度を導入せずに現行の制度を維持するか、あるいは新制度である審理員制度を導入するかについて検討する必要があります。

芝池会長 わかりました。ありがとうございます。主な改正点としましては、不服申立類型が審査請求に一元化されたということ、原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行うという審理員制度の導入ですね。

行政不服審査会等への諮問手続の導入も挙げられており、そこは学識経験者等により構成され、第三者の立場からのチェックが働くということですね。

伊藤委員 審理員は市役所の職員がなるのでしょうか。弁護士等の外部の方もなることができるのでしょうか。

田中課長 基本的には、審査庁である市役所の職員がなります。外部の方がなる場合は、非常勤の嘱託職員として任命することになります。

また、自治体における審査庁の類型としては、首長、行政委員会、委員、裁決権を有する附属機関があり、新法では首長と行政委員会、裁決権を有する附属機関等とでは審理手続に違いがあります。

行政委員会、裁決権を有する附属機関などが審査庁となる場合、これらは合議体であり、慎重な審査が行われているため、審理員の指名、審理員による審理や行政不服審査会等への諮問手続は不要となります。

さらに新法では、首長が審査庁となる場合でも、条例に基づく処分については、条例で特別の定めをすれば審理員による審理や行政不服審査会への諮問・答申は不要となります。条例に基づく処分の中で、最も不服申立て件数が多いのは、おそらく情報公開条例と個人情報保護条例に基づく不開示、部分開示決定に対する不服申立てです。これらの条例では、一般に開示、不開示の決定の権限は、実施機関、例えば市長

や教育委員会といった執行機関，公営企業管理者，自治体によっては議会などに付与されています。

そして，情報公開条例や個人情報保護条例に基づく処分について不服申立てがあった場合には，通常，それぞれの自治体が独自に設置している情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申を経ることとされています。

そのため，情報公開・個人情報保護に関しては，条例で特別の定めをして，審理員による審理や行政不服審査会への諮問・答申といった制度を導入せず，これまでと同様に情報公開・個人情報保護審査会を活用するという選択肢もあります。また，審理員による審理の対象としつつ，情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査会と統合して，そこに諮問・答申することもできますが，現在のところ芦屋市では情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査会と統合する考えはありません。

芝池会長 情報公開・個人情報保護関係以外の処分に関する不服申立てについては，行政不服審査会を設置し，審理員制度を導入する方向ということですか。

田中課長 はい。その方向で検討しております。

武田委員 本審査会における不服申立て制度に関しては，公正性の向上，国民・市民の権利の拡充だけでなく，審理手続の迅速化も非常に重要であり，迅速性が確保されることは，市民の利益にもつながりますし，総合的に現行制度の方がいいように思います。

芝池会長 わかりました。それでは時間になりましたので，次回以降引き続き審議いたします。

イ 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について（報告）

田中課長 議題8その他の「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について審議いたしますので，事務局は説明をお願いいたします。

芝池会長

第7回審査会において、「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について、所管している情報政策課から報告していただきましたが、その後報告内容に変更がございましたので情報政策課から改めて御報告させていただきます。

はい。それではよろしく申し上げます。

(情報政策課 野々村課長 入室)

野々村課長

情報政策課長の野々村と申します。よろしくお願いたします。

前回の芦屋市情報公開・個人情報保護審査会におきまして、本市債権管理課において課税課が保有する税に関する情報や保険課が保有する保険料に関する情報等を庁内で連携し、利用していることが、特定個人情報の連携に当たると考えられることから、このことを本市番号利用条例に独自利用事務として規定すると御報告させていただきました。

しかし、その後条例に規定せずに現行の事務を続けていくことが可能であることがわかったため、条例への規定をしないことに変えさせていただきます。

条例に規定しない理由ですが、各地方自治体からの質問に対して国が回答しているQ&Aがあり、租税事務における質問調査権については、番号法第19条第13号を根拠として行うことができ、独自利用事務として条例に規定する必要がないことがわかりました。税のほかにも国税徴収法や地方税法を準用している各種保険料も含めて、滞納整理事務においては、市の独自利用条例に規定しなくても従来同様に調査ができることとなります。

番号法第19条第13号についてですが、特定個人情報の提供の制限から除外される場合が列挙されており、その中に「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と規定されています。その政令に、「租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。」と定められており、これを根拠として個人番号、マイナンバーを提供してもよいと解釈できるということです。

また、債権管理課における税や保険の各情報の管理についても、各業務システムに搭載されている徴収事務の機能を使用し、債権管理課が一元的に管理するシステムを構築していないこと、また、紙についても税や保険料ごとに作成した紙台帳を閲覧しており、債権管理課において名寄せした台帳類を作成していないことから、債権管理課の業務において特定個人情報の結合は行われていないことを確認しております。以上でございます。

芝池会長 それでは、委員の皆様から御意見や御質問がありましたらお願いします。

大月委員 国税徴収法に基づく現行の調査が番号法施行令第26条の別表に該当するという解釈でしょうか。

野々村課長 はい。税金や各種保険料の滞納者に対する徴収事務は現在も行っています。例えば、保険料の滞納者に対して、固定資産を保有していないか等の調査を行っています。前回の審査会の時点では、例えば保険料の徴収事務について、税情報を参照できるということが番号法第19条第7号に基づく表には記載されていなかったため、本市の条例で独自に規定する必要があると判断しましたが、その後番号法施行令第26条の別表に該当し、従来どおりに税情報や保険の情報を徴収事務において利用できることがわかったのです。

芝池会長 介護保険料についても番号法施行令第26条の別表に該当するというのでしょうか。

野々村課長 はい。各保険の徴収、滞納処分に関しては、地方自治法の第231条の3の第3項に根拠があり、「当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定されており、地方税の質問検査権等を準用することとなっているからです。

芝池会長 債権管理課の徴収事務について、実際に課税課や保険課に情報の提出の求めまたは協力の要請を行うことはありますか。



野々村課長 はい。例えば、滞納者の所得の状況については、課税課の市民税係に調査しに行ったりします。

大月委員 債権管理課は、税や保険等の種類に関係なく滞納事務を引き継ぐのですか。

野々村課長 はい。滞納処分を行う場合には、必要に応じて調査し、徴収事務を行います。

伊藤委員 番号法施行令第26条の別表8には、誰に対して質問や検査等が行われるのか示されていませんが、滞納者が対象という理解でしょうか。

野々村課長 いいえ。滞納者だけでなく、官公庁や金融機関等も対象に含まれます。

芝池会長 わかりました。御意見、御質問は以上となります。ありがとうございました。

(情報政策課 野々村課長 退室)

閉会